

国際公会計基準審議会（IPSASB）会議報告

（2015年3月10日～13日 チリ・サンティアゴにて）

IPSASB ボードメンバー 伊澤 賢司

IPSASB テクニカル・アドバイザー 諸谷 竹生

会議決定事項の概略

プロジェクト	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項
サービス業績情報の報告	ED 第 54 号「サービス業績情報の報告」を承認（2013 年 12 月公表、コメント期限 2014 年 5 月）	最終文書案を検討し、承認 RPG 第 3 号（2015 年 3 月公表）
社会給付	CP 案各章の論点について検討	CP 案の構成、及びオプション 1 の認識基準等の各論点について検討
戦略及び作業計画	CP「IPSASB 戦略コンサルテーション」を承認（2014 年 3 月公表、コメント期限 2014 年 7 月）	2015 年以降の作業計画について、5 件の新規プロジェクトを承認
公的部門特有の金融商品	CP の構成、及び貨幣用金等に関する論点について検討	CP 案の冒頭から貨幣用金の各章に関する論点について検討
公的部門の結合	CP「公的部門の結合」を承認(2012 年 6 月公表、コメント期限 2012 年 10 月)	公的部門における取得の定義について検討
排出権取引（ETS）	教育セッションを実施	ETS に関する論点について検討
政府系企業（GBEs）	CP「政府系企業及びその他の公的部門の主体に対する IPSAS の適用可能性」を承認（2014 年 8 月公表、コメント期限 2014 年 12 月）	CP に寄せられたコメントをもとに、今後の方向性としてオプション 1a を選択
隔年次改善	最終文書案を検討し、承認 IPSAS の改善 2014（2015 年 1 月公表）	今回は討議されていない
発主義 IPSAS の初度適用	最終文書案を検討し、承認 IPSAS 第 33 号（2015 年 1 月公表）	今回は討議されていない
他の主体への関与 （IPSAS 第 6 号から第 8 号の改訂）	最終文書案を検討し、承認 IPSAS 第 34 号～第 38 号 （2015 年 1 月公表）	今回は討議されていない

（注）IPSAS(International Public Sector Accounting Standard)：国際公会計基準、ED(Exposure Draft)：公開草案、CP(Consultation Paper)：コンサルテーション・ペーパー

一、RPG(Recommended Practice Guideline) : 推奨実務ガイドライン

1. 今回の会議の概要

2015年第1回目の国際公会計基準審議会（IPSASB）の会議は、2015年3月10日から13日までの4日間にわたり、チリのサンティアゴで開催された。

今回の会議には18名のうち17名のメンバーが出席し、テクニカル・アドバイザー（TA）、オブザーバー、事務局の約40名が参加した。

今回の会議では、サービス業績情報の報告（RPG第3号）について、最終承認が行われた。また、会議前日の3月9日は、IPSASの概説と実務に関する特別セミナーがチリ政府の主催で開催された。

次回の会議は、2015年6月23日から4日間にわたって、カナダのトロントで開催される予定である。

2. サービス業績情報の報告

(1) 検討の経緯

本プロジェクトは、政府が提唱するプログラムやサービスに関する業績情報の報告について取り扱う。2011年10月にCP「サービス業績情報の報告」を公表した。2013年12月にはED第54号「サービス業績情報の報告」を公表し、2014年5月31日を期限としてコメントを募集した。前回の会議では、当該EDに寄せられたコメントをレビューした。

(2) 今回の会議

今回の会議では、RPG案について以下の3つの論点を検討した。論点1：「報告上の境界」及び「年次報告」のセクションを「定義」のセクションの次に配置することについて、スタッフ案を承認した。論点2：開示する情報についての補助セクションの見直しについて、スタッフ案を承認した。論点3：「サービス業績目標」の定義案から「有効性」への言及を削除することで、定義が循環してしまう不具合を修正した。

続いてRPG案の通読レビューを行い、細かい修正事項を指摘したうえで、RPGの公表を全会一致で承認した。RPGはその後、2015年3月31日に公表された。

なお、IPSASは財務諸表の作成基準であり、RPGは財務諸表以外の「一般目的財務報告書」の作成の指針となる。今後、各国において「サービス業績情報」の報告の活発化が期待される。

3. 社会給付

(1) 検討の経緯

政府及び公的部門の主体は、非交換取引によって社会給付をその構成員に提供する。本プロジェクトの目的は、政府による特定の社会給付に関する費用及び負債が発生する状況及び方法を特定することである。本プロジェクトはまた、それらがどのように財務諸表に反映されるべきかについても検討する予定である。

前回の会議では、CP 案の各章ごとの論点について議論した。今回の会議では、CP の構成、オプション 1 の明確化について議論し、CP の通読レビューを実施した。

(2) CP の構成

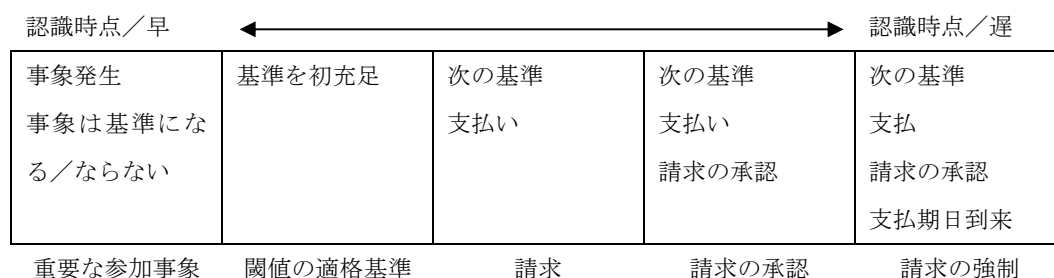
社会給付の検討は長年にわたっているため、CP において「過去の考え」、「既存の考え」、「新しい考え」を明確にすることで、利害関係者は論点をより正しく捉えることができるという合意が行われた。概念フレームワーク、RPG 第 1 号、政府財政統計に関する方針書は、いずれも前回 2008 年のコンサルテーションの後に新たに開発された文書である。

(3) オプション 1 の明確化

会議用の CP 案 (4.44 項) には、「法的債務」、「すべての適格基準に合致」、「満期支払 (due and payable)」の 3 つの認識時点を一表上にちりばめた、新しい図表案を掲載していた。今回の会議ではこの図表についてかなりの時間を割いて以下のような議論が行われた。

- 5 つの補助オプションすべてを一表で表すことが利害関係者に有用である
- 各補助オプションに、支払日との関係を記載することも有用である
- 「満期支払」の用語は国によって定義が異なるため、他の用語に変更する

上記の検討の結果、以下の図表を補助オプションの論考の前に組み入れ、以後の本文は表の流れに順番を合わせることになる。



(4) CP 案の通読レビュー

RPG 第 1 号の「結論の根拠」に掲載されている表 1 は、財務諸表の情報と、RPG 第 1 号の情報との関係を表している。CP ではこの表を再掲して、表示と開示の論点を明確化する。

社会保険 (social insurance) と社会保障 (social security) との区別がわかりにくいため、政府財政統計の用語を使用してこれらの定義を充実させることとなった。

社会保険アプローチの会計処理の説明をより理解しやすくするために、部分的な財源措置が行われる制度の前に、全額財源措置が行われる制度を扱うこととなった。

コメントを要する事項 (SMC) の SMC3 と 4 が幅広すぎてわかりにくいという指

摘があったので、文章を見直す。また、予備的見解を1つまたは2つ設ける。

これらを反映した修正 CP 案を、次回の会議で再度検討し、承認する予定である。

4. 戦略及び作業計画

(1) 検討の経緯

2014年3月に、2015年以降の戦略及び2015年~2019年の作業計画に関するCPを公表し、2014年7月31日を期限としてコメントを募集した。前回の会議では、2015年以降の戦略について議論を行うとともに、短期的なプロジェクト案も検討した。

(2) 今回の会議で承認したプロジェクト

今回の会議では、8件のプロジェクト概要について検討し、以下の5件のプロジェクトを承認した。リースについては、国際会計基準審議会（IASB）が新しい国際財務報告基準（IFRS）を公表するまで延期する。

- 収益（交換収益及び非交換収益）
- 非交換費用（社会給付プロジェクトの範囲外の非交換費用を扱う）
- 現金主義 IPSAS の限定的なレビュー（連結、外部補助、第三者による決済）
- IPSAS 第 25 号「従業員給付」の限定的なレビュー（国際会計基準（IAS）第 19 号関連）
- 概念フレームワークに基づく要修正事項（特に IPSAS 第 1 号）

(3) 次回以降の会議で検討するプロジェクト

以下のプロジェクトについては、大型で人的資源を必要とするうえに双方とも重要なため、次回の会議でどちらを採用するか慎重に検討する。

- 公的部門の測定
- 公的部門の資産（遺産資産・インフラ資産）

5. 公的部門特有の金融商品

(1) 検討の経緯

本プロジェクトは、公的部門特有の金融商品の会計に関するガイダンスを策定することを目的とする。本プロジェクトの対象範囲は、現行の IPSAS 第 28 号から第 30 号の対象外となっている公的部門特有の金融商品に関する論点である。前回の会議では、CP の構成及び貨幣用金（Monetary Gold）に関する論点について議論した。今回の会議では、CP 案の各セクションの論点を検討した。

(2) イントロダクション及び目的

公的部門にとっての通貨当局の重要性、並びにそれらの公益性とサービス提供目標を伝える修正案を検討し、承認した。

(3) 貨幣用金の範囲及び定義

貨幣用金の章で扱う範囲についての見直し案に同意した。また、金現物、記念金貨

及び法定貨幣である金貨、金現物と交換できる一部の金融商品を範囲に含めることにも同意した。

「貨幣用金」「金現物」「通貨当局」「準備資産」の定義案を検討し、承認した。

(4) 認識及び測定

会議用の CP 案では主体の運営能力の情報をベースとして取得原価の使用を強制する説明になっていたが、サービス原価に関連づけて取得原価を説明することとした。また、通貨当局が金資産を保有する意図についても検討が必要であると指示した。

取得原価オプションについては、減損会計の方法も検討する必要があることに留意した。

(5) CP の以降の章

貨幣用金及び特別引出権 (SDRs) を本プロジェクト範囲とする一方、外貨及び流動性の高い投資は範囲外とした。

(6) 政府債務のリストラクチャリングと IPSAS

国際金融危機の関連で、政府債務水準がマスメディアで取り上げられることがあるが、最近では IPSAS 基準で測定された金額が報道で使用される例が増えている。今回の会議では、CP 案の検討とは別に時間を設け、金融商品に関する IPSAS の政府債務に関する基準を改めて解説する教育セッションに続き、各国実務についての議論を行った。また、政府債務のリストラクチャリングに関する実例をまとめることをスタッフに指示した。

6. 公的部門の結合

(1) 検討の経緯

本プロジェクトは、公的セクターにおける主体の結合について、会計処理・開示等を定めるものである。2012年6月にCP「公的部門の結合」を公表し、2012年10月を期限としてコメントを募集した。前回の会議では、公的部門の結合の分類、並びに公的部門における共通支配下 (UCC) の結合及び非共通支配下 (NUCC) の結合との間の区分の理論的根拠について検討した。今回の会議では、新しい委員が加わった影響で、前回の検討内容 (判断フロー) について再度見直す議論が行われた。

(2) 目的と範囲

受贈された事業 (donated operation) は、プロジェクトの範囲内とされたが、会計処理の結果を明確化したうえで最終判断することとなった。

(3) 定義

「取得」の定義について、とりわけ UCC において「取得」が発生し得るか否かについて議論した。この点については結論が出ず、次回の会議で再検討することとなった。

(4) 取得法

本プロジェクトは IFRS 第 3 号「企業結合」を参考にはするが、コンバージェンスプロジェクトではないことを改めて確認した。そのうえで、前回の会議でいったん合意した、分類フロー図を適用しないこととなった。このフロー図は、公的部門の結合が取得か否か、公的部門の結合は UCC か、の 2 段階で判断するものであったが、上述の UCC の取得が発生し得るかの議論の過程で、明確なフロー化が困難とされた。

7. 排出権取引

(1) 検討の経緯

本プロジェクトは、主に欧州地域の排出権取引制度（ETS）における運営者と参加者の双方に適用される会計基準を開発することを目標としている。本来 IPSASB は特定の地域に特有の会計は取り扱わないが、現在開発中の欧州公会計基準（EPSAS）をなるべく IPSAS に近づけさせることを視野に入れ、2013 年 12 月にプロジェクト概要を承認した。前回の会議では、本プロジェクトについて、メンバーの理解を深めるための教育セッションを実施した。本プロジェクトの背景、最近までの開発状況、会計処理の実務慣行などについての解説が行われた。

(2) 今回の会議

今回の会議では ETS の会計処理について、4 つの論点を検討した。①事務局の提案した CP の構成案は有用であるとして承認された。②ETS の運営者及び参加者に加え、トレーダーについても検討することを事務局に指示した。③個別の ETS 制度の詳細について検討するのではなく、各制度に共通する一般的な内容を議論することとなった。④プロジェクト名は、排出権取引制度のままとすることになった。

今後、事務局及びタスク・ベースド・グループは、全ての ETS 制度に共通の要素に焦点を合わせて、会計処理案を策定することになる。キャップ・アンド・トレード制度とベースライン・アンド・クレジット制度の違いについても取り扱うことが必要になる。次回の会議では、CP の第 1 章案を検討する予定である。

8. 政府系企業

(1) 検討の経緯

本プロジェクトは、政府系企業（GBEs）の定義にまつわる論点を探求するとともに、現行の会計基準（GBEs には IFRS を適用）が妥当かどうかを検討するものである。2014 年 8 月に CP「政府系企業及び他の公的部門の主体に対する IPSAS の適用可能性」を公表し、2014 年 12 月 31 日を期限としてコメントを募集した。

(2) 今回の検討

今回の会議では、CP に寄せられたコメントをもとに、今後のプロジェクトの方向性についてのスタッフ提案を議論した。まず、大きな方向性として、現在の GBEs の

定義を IPSASB の公表文書から削除し、公的部門の主体の特徴を説明するアプローチ（アプローチ 1）を選択することとなった。ちなみに却下したアプローチ 2 は、GBEs の定義を維持するものであった。

続いて、アプローチ 1 においては、現行及び開発中の IPSAS の用語を、上記の特徴を表現するために使用するオプション 1a を選択することとした。ちなみに却下されたオプション 1b は、政府財政統計の報告ガイドラインから引用する方法であった。

本プロジェクトの中間成果物として、次は単独の公開草案を作成することとなった。内容的には、特に IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」を修正する提案となる。

以 上